

板橋区予防接種健康被害調査委員会設置要綱

(昭和 55 年 4 月 1 日 区長決裁)

(設置)

第 1 条 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づく予防接種（ポリオ生ワクチン 2 次感染対策事業実施要綱（平成 16 年 3 月 30 日 健発第 0330019 号 厚生労働省健康局長通知。以下「ポリオ実施要綱」という。）第 3 に規定する対象者を含む。以下「予防接種」という。）による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について（昭和 52 年 3 月 7 日 衛発第 186 号 厚生省公衆衛生局長通知）」及びポリオ実施要綱第 4 の規定に基づき、調査事項が発生した場合に、板橋区予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、区長の要請に応じ、予防接種による健康被害若しくはその疑い（以下「健康被害等」という。）の発生に際し、当該健康被害等について医学的見地から調査を行うものとし、次の各号に掲げる事項につき、調査報告を行うものとする。

- (1) 健康被害発生事例の疾病の状況及び診療内容に関する資料収集に関すること。
- (2) 前号に関し、必要に応じて特殊検査又は剖検の実施についての助言等に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、区長が任命又は委嘱するものとする。ただし、専門医師については、重大かつ異例の事例について区長が必要と認めたとときに限り、その都度委嘱するものとする。

- (1) 板橋区職員 3 名以内
- (2) 板橋区医師会委員 3 名以内
- (3) 専門医師 2 名以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第 1 号の委員の任期満了の日が年度の途中になる場合にあつては、当該任期満了の日が属する年度の前年度の 3 月 31 日をもって任期満了とする。
- 3 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があつたときは、前 2 項の規定にかかわらず、委員会の意見を聴いて委員を解任することができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、区長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、調査の結果を予防接種健康被害調査報告書(別記様式)により、速やかに区長へ報告をしなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康生きがい部予防対策課において処理する。

(委任)

第10条 委員会の運営に必要な事項は、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。